

# 多良木町立久米小学校 いじめ防止基本方針

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

- (1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめを受けた児童生徒の気持ちを重視し、寄り添うことである。
- (2) 「一定の人的関係にある他の児童等」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係にある者を指す。
- (3) 「心理的な影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものや、それらの影響で心理的な圧迫を与え、相手に苦痛を与えるものも含む。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、物を隠されたりすることなどを意味する。
- (5) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団作りを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここでいう「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことである。

#### (1) いじめ防止

いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促進し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、児童が自己有用感や充実感を感じられる学校生活をつくりあげることも重要である。

#### (2) いじめの早期発見

すべての大人が連携し、児童の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子どもたちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応することが必要である。また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、家庭・地域と連携して児童を見守ることが重要である。

#### (3) いじめへの対処

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事実を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。そのためには、教職員が日頃からいじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておく必要がある。なお、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していかなければならない。

## 第2章 いじめの防止等のための具体的な取組

### 1 いじめ防止等のための組織

#### (1) 名称

「いじめ不登校対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、教務主任、いじめ情報集約担当者、生徒指導主任、人権教育主任、関係学級担任、養護教諭、(スクールカウンセラー・SSW等)

#### (3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### 2 いじめ防止の取組

#### (1) いじめの未然防止

- ① すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等を充実させ、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進する。
- ② 全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。また、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- ④ 児童会を中心として人権集会に取り組むとともに、「久米小人権宣言」及び「学級人権宣言」の内容を確認し合い、児童の中からいじめを許さないといった気運を高める。
- ⑤ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上のために、校内研修の年間計画の中に、「生徒指導リーフ」等を活用した研修を位置付け、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。
- ⑥ 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、児童を傷つけ、又は、他の児童によるいじめを助長することもあることから、校内研修(不祥事防止委員会等)により体罰禁止の徹底を図る。
- ⑦ 地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためにPTAや学校運営協議会でいじめの問題について協議する機会を設け、いじめを許さない地域風土づくりを行う。
- ⑧ SNS等でのいじめをなくすために家庭、地域と一体となって情報モラル教育や情報安全指導の充実を図る。また、児童及び保護者に対して携帯電話やスマホ等の危険性について情報を提供するとともに、くまもと携帯・スマホ利用5箇条等の普及・啓発を促進する。

#### (2) いじめの早期発見

- ① いじめを早期に発見するために、月に1回の「いきいき相談アンケート」や年1回「心のアンケート」、「ハイパーQUアンケート」を実施し、その結果を基にした教育相談を行う。
- ② PTAや学級通信等で「熊本県子どもいじめ相談電話」等の相談機関の周知や各家庭での「いじめのサイン発見チェックリスト」の活用を促す。また小さなことでも相談できるような保護者との信頼関係を構築していく。
- ③ いじめ不登校対策委員会や児童理解の時間(朝会)で児童の生活の様子等に関する情報

交換を行い、いじめの未然防止と早期発見を図る。

- ④ 教職員は、ささいな兆候も見逃さず、「報告・連絡・相談」を密にして早期段階から適切に当該児童に寄り添っていく。

### (3) いじめに対する措置

発見されたいじめ事案への対応は「いじめ発生時の対応マニュアル」にそって、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### (4) 指導体制・方針等の決定

- ① いじめを受けている児童については、学校が徹底して守り通し、寄り添う姿勢でその児童と保護者を支援する。
- ② いじめを行った児童に対しては、その児童と保護者に毅然とした態度で指導を行う。また、ケースによっては別室指導や出席停止等の措置を講じる。
- ③ 指導の方針を明確にして、教職員全体の共通理解を行い、該当の保護者に説明をする。必要な場合は保護者会を開催し、それまでの経緯と今後の方向性について説明する。
- ④ 指導体制を組織的に整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ⑤ 多良木町教育委員会や関係諸機関との連絡調整を行い、共通理解・共同歩調をとる。

## 第3章 重大事態への対処

### 1 調査

#### (1) 重大事態の意味について

いじめの防止対策推進法第28条第1号の「生命・心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

いじめ防止対策推進法第28条第2号（いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。

#### (2) 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合、多良木町教育委員会を通じて多良木町長へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

#### (3) 調査を行うための組織について

調査組織は、「いじめ不登校対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

### 2 調査結果の提供及び報告

#### (1) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して、適切に提供する。

#### (2) 調査結果の報告

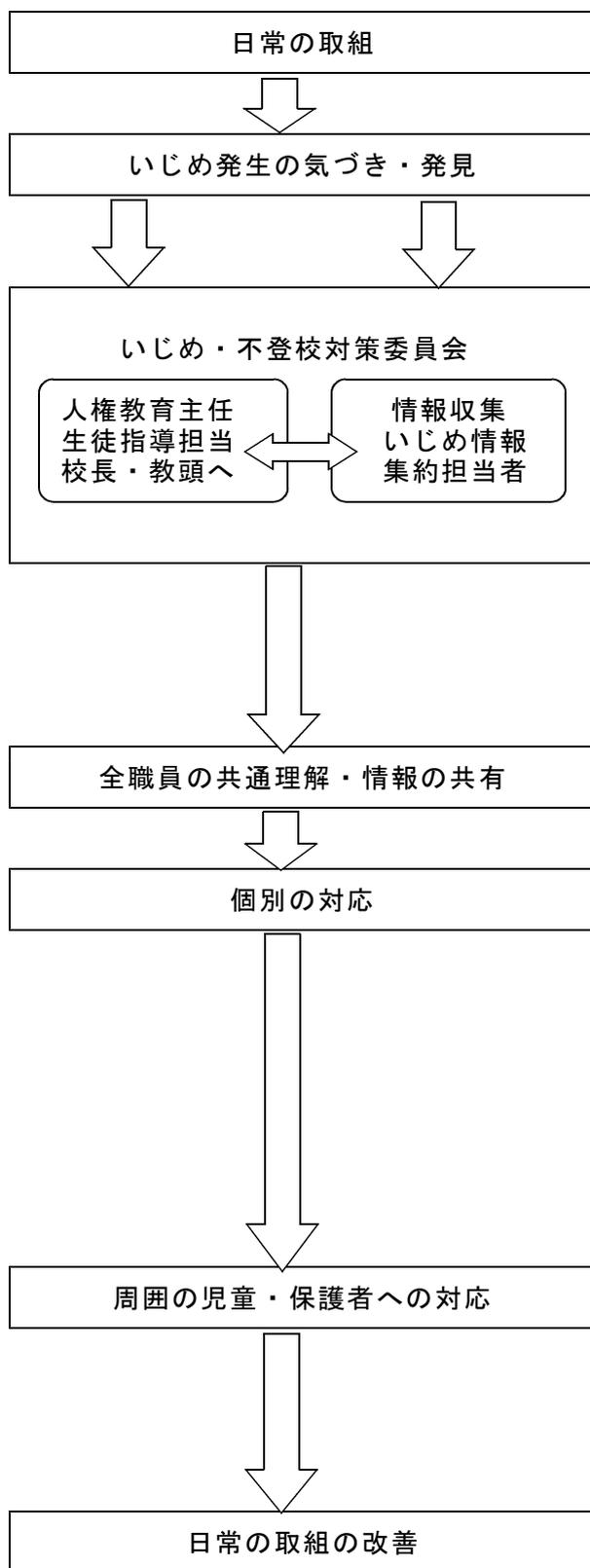
調査結果については、多良木町教育委員会を通じて多良木町長に報告する。

#### 第4章 いじめ防止年間指導計画

《いじめ防止指導目標》				
①学校教育活動全体を通じた指導		②集団活動の推進と児童自身の取組の支援		
③教師と児童・保護者との信頼関係の構築		④児童や保護者とふれあう時間の確保		
⑤児童同士の仲間意識の醸成		⑥相談しやすい環境・体制づくり		
《いじめ防止共通実践事項》				
①児童会活動の充実		②全職員の共通理解、共通実践		
③いじめの未然防止、早期発見、早期対応		④家庭・地域との連携		
月	年間の取組	いじめ防止対策	早期発見・早期対応の取組	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>支持的風土のある学級集団づくり</li> <li>児童同士、児童と担任、担任と保護者の信頼関係づくり</li> <li>「わかる・できる」授業づくり</li> <li>言語活動の充実（表現力の育成）</li> <li>朝の会、帰りの会における観察</li> <li>豊かな体験活動</li> <li>道徳教育の推進</li> <li>人権学習の充実</li> <li>児童理解の時間の設定</li> <li>愛の1・2・3運動+1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研修（いじめの構造理解）</li> <li>見知り遠足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員会議での周知（「学校いじめ防止対策基本方針」について）</li> <li>授業参観、学級懇談会</li> </ul>	
5		いじめ不登校対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき相談アンケートの実施と分析、教育相談</li> </ul>	
6		<ul style="list-style-type: none"> <li>人権月間の取組</li> <li>「『命を大切に作る心』を育む指導プログラム」</li> <li>「心のきずなを深める月間」</li> <li>校内研修（早期発見・早期対応）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき相談アンケート（詳細版）の実施と分析、教育相談</li> <li>第1回学校評議委員会</li> <li>ハイパーQUアンケートの実施</li> </ul>	
7			<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき相談アンケートの実施と分析、教育相談</li> <li>保護者との教育相談</li> </ul>	
8		<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研修（事例研修）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイパーQUアンケート結果分析</li> </ul>	
9		<ul style="list-style-type: none"> <li>えびすっ子ステイ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき相談アンケートの実施と分析、教育相談</li> </ul>	
10			<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき相談アンケート（詳細版）の実施と分析、教育相談</li> </ul>	
11		<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所交流（3・4年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき相談アンケートの実施と分析、教育相談</li> </ul>	
12		<ul style="list-style-type: none"> <li>人権月間の取組</li> <li>保育所交流（1・2年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき相談アンケートの実施と分析、教育相談</li> <li>保護者との教育相談</li> <li>第2回学校評議委員会</li> </ul>	
1			<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき相談アンケートの実施と分析、教育相談</li> </ul>	
2		<ul style="list-style-type: none"> <li>性教育月間の取組</li> <li>保育所交流（5年）</li> <li>人権月間の取組</li> </ul>	↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき相談アンケートの実施と分析、教育相談</li> <li>第3回学校評議委員会</li> </ul>
3		<ul style="list-style-type: none"> <li>別れ遠足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者との教育相談</li> </ul>

## 第5章 いじめ発生時の対応マニュアル

基本的共通理解事項：いじめは、いつ、どの学校にでも起きる可能性があるという認識のもと、早期発見・早期対応に努める。



- ① 日常的な取組
  - ◇ 日記や学級ノート、班ノートにおける児童理解
- ② 早期発見のための取組
  - ◇ 定期的なアンケートによる実態把握
  - ◇ 教育相談の実施
  - ◇ 保護者との情報交換（電話・訪問）
- ③ いじめ情報集約担当者を中心とした正確な情報収集と分析、情報の共有
  - ◇ 児童からの聞き取り
    - ・ いじめられた児童、いじめた児童、他
  - ◇ 保護者からの聞き取り
  - ◇ 情報の共有化
    - ・ 担任だけでなく、人権教育主任、生徒指導担当、教頭、校長へすぐに報告し、情報を共有する。
- ④ 組織的な対応
  - ◇ 対策委員会の開催
  - ◇ 臨時職員会議の開催
  - ◇ 対策の検討と役割分担
  - ◇ 対応に関する全職員の認識と意思の統一
  - ◇ 教育委員会、関係機関等との連携
- ⑤ 個別の対応
  - ◇ いじめられた児童・保護者への対応
    - ・ 誠意を持って適切な情報を提供する。
    - ・ 「守り抜く」という姿勢で安心感と信頼を得られるように努める。
  - ◇ いじめた児童・保護者への対応
    - ・ 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
    - ・ 保護者へ正確な情報を適宜提供し、誠実な対応に努め、理解を得る。
  - ◇ 関係機関との連携
    - ・ 場合によってはカウンセラーと連携し心のケアを行う。
- ⑥ 周囲の児童・保護者への対応
  - ◇ P T Aとの連携
    - ・ 誤解が広がらないように正しい情報を提供し、協力を依頼する。
  - ◇ 報道機関への対応
    - ・ 窓口を一本化して教育委員会の指導を受けながら対応する。
- ⑦ 日常の取組の改善
  - ◇ 関係児童への継続的な指導
  - ◇ 保護者との連携
  - ◇ 児童会による取組の活性化

附則

平成28年3月25日作成

令和3年3月31日一部改訂

令和3年7月29日一部改訂